

議案第 3 号

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について

守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権を、次のとおり放棄する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

年 度	債 権 の 種 類	放 棄 する 債 権 の 額	件 数	理 由 等
昭和47年度	貸 付 金	12, 000円	1件	民法第167条第1項に規定する消滅時効期間を経過したことによるもの
昭和50年度		265, 500円	2件	
昭和51年度		389, 000円	4件	
昭和52年度		423, 000円	3件	
昭和53年度		355, 500円	5件	
昭和54年度		655, 000円	6件	
昭和55年度		1, 518, 000円	7件	
昭和56年度		758, 000円	4件	
昭和57年度		1, 521, 000円	9件	
昭和58年度		1, 520, 000円	8件	
昭和59年度		1, 897, 000円	9件	
昭和60年度		2, 171, 000円	10件	
昭和61年度		2, 054, 000円	9件	
昭和62年度		1, 336, 000円	7件	
昭和63年度		638, 000円	4件	
平成元年度		1, 523, 000円	8件	
平成2年度		112, 000円	1件	
平成3年度		518, 000円	2件	
平成4年度		862, 000円	4件	
平成5年度		2, 366, 500円	9件	
平成6年度		391, 000円	3件	
平成7年度		868, 000円	5件	
平成8年度		1, 214, 000円	5件	
平成9年度		523, 000円	4件	
平成10年度		200, 000円	1件	
平成11年度		342, 000円	3件	
平成12年度		1, 332, 000円	6件	
平成14年度		198, 000円	1件	
平成15年度		188, 000円	2件	
合 計		26, 150, 500円	142件	

放棄する貸付金に係る守口市奨学資金条例第11条の規定に基づく債権放棄の日までの延滞金についても放棄する。